

札幌市北野平小学校 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであり、絶対に許されない行為です。本校では、平成 25 年に制定された「いじめ防止対策推進法」や「札幌市いじめ防止等のための基本方針」等を基に、「札幌市立北野平小学校 いじめ防止基本方針」を策定しています。

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こりうるものであるという基本認識の下、全教育活動の中で、日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、本校児童が安心して、楽しく豊かな学校生活を送ることができるように努めてまいります。

1 いじめとは

いじめ防止対策推進法では「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。

いじめに関しては、次の三つの認識を教職員で確認しておくことが必要と考えます。

- ① いじめは、どの子にも起こりうる（被害者としても、加害者としても）。
- ② いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を奪い、将来に渡って傷跡を残す。
- ③ いじめは、教師や保護者の目の届かないところで行われていることが多い。

「いじめは、人として絶対に許されない」との認識を、学校教育全体を通して児童に徹底指導していくことが重要と考えます。

2 いじめ防止のための基本的な姿勢

- (1) 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- (2) 児童、教職員の人権尊重の意識を高めます。
- (3) 児童一人一人が認められ、互いを思いやり大切にしよう温かな人間関係を築きます。
- (4) 思いやりの心や命の大切さを育む道徳の授業や学級活動の時間を充実させます。
- (5) 児童一人一人の変化に気付く感覚をもち、児童・保護者からの話を親身になって聞きます。
- (6) いじめを早期に発見し、組織的な対応を行い、問題を速やかに解決します。
- (7) いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携を深めていきます。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての校内体制

- (1) 連携体制の確立とともに、児童を常に見守る目を充実させます。

○担任一人で抱え込まず、事実を迅速に伝達し、共有し合う。

※担任⇒学年主任⇒教頭⇒いじめ防止対策委員会⇒全体へ（職員会議等）

○複数の目で、あらゆる場面で、いじめの兆候の発見に努める。

※担任外（補欠授業、TT・少人数授業）、養護教諭、学びのサポーター、スクールカウンセラー（授業観察、児童・保護者との面談）等

○学級内における人間関係にとどまらず、他学年との関わりの様子から人間関係の把握に努める。

※異学年交流活動、委員会、クラブ活動、休み時間の過ごし方、児童会館、放課後の遊び

少年団活動、習い事、地域行事等

- 早期発見のためのチェックリストを活用し、児童の出しているサインや変化を的確に捉える。
- 誰にでも相談ができるような雰囲気づくりに努め、必要に応じた場の設定を行う。

(2) いじめに関するアンケートを活用します。

○1学期と3学期に学校独自のアンケートを、11月に市教委からの「悩みやいじめに関するアンケート」を行う。

※アンケートの情報は学年で共有し、マニュアルに従って聞き取り調査を行い、結果を担任外、教頭に報告する。緊急性を要する場合は、すぐに保護者に連絡し、担任外も含めて対応を考える。

※気になる記述をした児童については、引き続き注意深く観察し、個別に教育相談を行い対応していく。

4 いじめ防止対策の組織

「いじめ防止対策委員会」を設置して、いじめの未然防止や早期発見・解決等について、日常的に情報を共有し、指導方法、対応等を協議・決定します。

(1) いじめ防止対策委員会

<構成>校長、教頭、教務主任、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー、学年主任、関係職員、その他（校長が認める者）

<役割>本校におけるいじめ防止等の取組に関すること、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発に関することを行う。

(2) 組織的な対応

組織としての対応を基本姿勢として、「報告・連絡・相談・確認・迅速」をモットーに、チームとして対応していきます。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

- ・スクールカウンセラーや特別支援教育巡回相談員、スクールソーシャルワーカー等を活用した相談体制を構築し、いじめの問題解決に当たります。
- ・出席停止措置の対応が必要な場合やいじめに関わる重大な事態発生時の対応については、法に則して、札幌市教育委員会に指導、助言を求め、学校として組織的に動きます。
- ・必要に応じて、警察や法務局等関係機関への連絡や相談を行い、連携しながら対応に当たります。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であることから、PTAや地域の会合等や中学校区の小・中学校の間で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを行うことをお願いしていきます。
- ・いじめに関する電話相談窓口等を、児童、保護者に周知し、その活用を働きかけます。
- ・なお、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、児童の命や安全を守ることを最優先に、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合があります。

(参考) いじめ防止対策推進法 第23条第6項 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

5 未然防止に向けて

(1) 学級経営の充実

- ・自己有用感を高め、居心地の良い学級空間を創る。
- ・違いや多様性を認め合う思いやりのある人間関係を育む。
- ・目的意識、役割意識、所属意識、仲間意識が向上する集団活動の充実を図る。

(2) 豊かな心の育成

- ・思いやりを大切にする教育を全教育活動において充実させる。
- ・自他の命と人権を尊重しようとする意識を高める指導を充実させる。
- ・心揺さぶる体験活動を工夫する。

(3) 「学び合い」「伝え合い」を重視した授業の推進

- ・一人一人が主体的に考え、伝え合う子を目指し学習規律を整えつつ、互いの存在を認め合う話し方や聴き方を大事にする授業を行う。

(4) 子ども主体のいじめ防止に向けた取組の推進

- ・子ども一人一人がいじめの問題について考える取組を推進する（児童会や委員会等）

(5) 「いじめ問題」に関する重大性の理解

- ・全校朝会等の等の場で、「いじめは絶対に許されない」ということや、いじめに気付いた時はすぐに大人に知らせることの大切さを児童に伝える。

6 計画的・実践的な研修の実施

子ども理解に関する研修会、自殺防止、いじめ防止、ネットトラブル等の校内研修を行い、児童理解やいじめ対応に関する教職員の意識向上とスキルアップを行います。

7 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等についても評価を行うとともに、結果を保護者や地域に公表し、次年度の改善に生かしていきます。

8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときとは、次のようなケースが想定される。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

(2) 発生時の対応

- ① 重大事態が発生した旨を札幌市教育委員会に速やかに報告する。

- ② 当該事案に対処するための組織を設置し、いじめられた児童からの聞き取りをはじめ、質問紙調査の使用やその他適切な方法により、児童の心情に配慮しつつ事実関係を明確にするための調査を行う。(因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。)
- ③ いじめを受けた児童・保護者に対し、事実結果から事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

【参考】いじめに関わることや悩みを相談できる関係機関

名称	電話番号	受付時間	対象	備考
いじめの電話相談 (札幌市教育委員会 青少年相談室)	0120-127-830	平日 9:00～17:00	子ども 大人	時間外の場合 0120-0-78310 (24時間子供 SOS ダイ ヤル) 【全国共通】
子どもアシストセン ター (札幌市子どもの権 利救済機関)	0120-66-3783 【E-mail】 assist@city.sappo ro.jp	平日 10:00～20:00 土 10:00～16:00	子ども 専用	日曜・祝日 年末年始は不可
子どもアシストセン ター (札幌市子どもの権 利救済機関)	011-211-3783	平日 10:00～20:00 土 10:00～16:00	大人用	日曜・祝日 年末年始は不可
子どもの人権 110 番 (札幌法務局)	0120-007-110	平日 8:30～17:15	子ども 大人	土曜・日曜・祝日 年末年始は不可
札幌市子ども安心ホ ットライン (札幌市児童相談所)	011-622-0010	24 時間	子ども 大人	
チャイルドライン (特非営利活動法人)	0120-99-7777	毎日 16:00～21:00	子ども 18 歳まで	